（別表２）

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制
（　　年　　月現在）
（１）実施体制（商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制／関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等） （２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第７条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等） ③広域経営指導員の当否 （３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先 ①商工会／商工会議所 ②関係市町村

（別表３）

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額					

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①   ②   ③